

議案第53号

安曇野市税条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2中第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

（先端設備等に対する固定資産税の特例率の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の4 法附則第15条第47項に規定する先端設備等について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類の写しを添付した第56条に規定する申告書を当該年度の初日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

（1）生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条第3項に規定する先端設備等導入計画

（2）生産性向上特別措置法第40条第4項に規定する認定を受けたことを証する書類

第2条 安曇野市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第17項及び附則第10条の4中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は、生産性向上特別措置法附則第1条本文の政令で定める日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

平成30年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第54号

安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例（平成29年安曇野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

		市長が指定する中袋（容量が30リットル相当のもの） 1袋につき	30円
--	--	---------------------------------	-----

」を

「

		市長が指定する中袋（容量が30リットル相当のもの） 1袋につき	30円
	木くず及び木質系粗大ごみ	5キログラムあたり	108円

」に、

「

事業系一般廃棄物	以下の3区分を除く、事業系一般廃棄物		実費を基準として、事業系一般廃棄物の性状、排出方法等に応じて、市長が定める金額とする。
----------	--------------------	--	---

」を

「

事業系一般廃棄物	以下の4区分を除く、事業系一般廃棄物		実費を基準として、事業系一般廃棄物の性状、排出方法等に応じて、市長が定める金額とする。
	木くず及び木質系粗大ごみ	5キログラムあたり	108円

」に

改める。

附 則

この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。

平成30年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第55号

安曇野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(安曇野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 安曇野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年安曇野市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第59条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同項第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の10第5項及び第59条の22中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第61条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「))」を「)」に改める。

(安曇野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 安曇野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年安曇野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

(安曇野市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 安曇野市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(平成24年安曇野市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条中「である者」を「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第56号

安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険条例（平成17年安曇野市条例第136号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第1条の見出し中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条を次のように改める。

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第2条 法第11条第2項の規定に基づく市の国民健康保険事業の運営に関する協議会として、安曇野市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 被保険者を代表する委員 5人
- （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- （3） 公益を代表する委員 5人
- （4） 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

第5条第4号を次のように改める。

（4） 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しないものとする。

第13条中「の診療報酬の支払の円滑化を図り、」を削る。

第17条第1号中「療養の給付費」を「国民健康保険事業費納付金」に、「補てん」を「補填」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第57号

臼井吉見文学館条例の一部を改正する条例

臼井吉見文学館条例（平成18年安曇野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（職員）

第3条 文学館に館長その他必要な職員を置くことができる。

第4条を削る。

第5条中「の各号」を削り、同条第1号中「並びに収集及び保管」を削り、同条第3号中「他の」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条を第4条とする。

第6条第2項第1号を次のように改める。

（1） 土曜日

第6条第2項第2号中「12月28日」を「12月29日」に、「1月4日」を「1月3日」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

第6条第3項中「及び」を「又は」に改め、同条第4項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用許可）

第6条 文学館の施設、設備、備品又は資料（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

第7条の見出し中「制限」を「拒否等」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「教育委員会」に改め、「施設、設備、備品又は資料（以下「」を削り、「」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）」を「を利用しようとする者」に改め、「各号の」を削り、「利用を禁止し、又は入館を制限する」を「施設等の利用を拒む」に改め、同項第1号中「施設」の前に「文学館の」を加え、同項第4号及び第5号を削り、同条第2項中「指定管理者」を「市」に、「前項」を「前2項」に、「利用を禁止され、又は入館を制限された」を「文学館の施設等の利用を拒み、又は必要な条件を付した」に改め、「利用者の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、文学館の管理上必要があると認めるときは、前条の許可に必要な条件を付することができる。

第8条を次のように改める。

（利用許可の取消し）

第8条 教育委員会は、文学館の施設等を利用している者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の許可を取り消すことができる。

（1） 文学館の施設等を損傷するおそれがあり、又は損傷したとき。

（2） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあり、又は乱したとき。

- (3) 他の利用者の利用に支障をきたすおそれがあり、又は支障をきたしたとき。
 - (4) 前条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の管理上特に不適當と認めたとき。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合について準用する。
- 第9条から第12条までを削る。
- 第13条中「施設等」の次に「その他の物件」を加え、同条を第9条とし、第14条を第10条とする。
- 別表を削る。
- 附 則
- この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「安曇野市教育委員会（以下「」を削り、「」という。）が」を「が」に改める。

第6条第5項中「の各号」を削り、同項第5号中「他の」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第7条第2項中「教育委員会」の次に「又は指定管理者」を加え、同条第3項中「指定博物館にあっては、」を削り、「が特に必要と認めるとき又は」を「は、」に改め、「より開館時間」の次に「を定めるとき、又は前項の規定により開館時間」を、「するときは、」の次に「あらかじめ」を加え、「て、開館時間を変更することができる」を「なければならない」に改める。

第8条第2項中「教育委員会」の次に「又は指定管理者」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時に休館日を定める場合について準用する。

第8条の次に次の1条を加える。

（利用許可）

第8条の2 博物館の施設、設備、備品又は博物館資料（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、郷土博物館又は記念美術館にあっては教育委員会、指定博物館にあっては指定管理者の許可を受けなければならない。

第9条の見出し中「使用等の制限」を「利用の拒否等」に改め、同条第1項中「施設、設備、備品又は博物館資料（以下「」を削り、「」という。）を使用若しくは利用」を「を利用しよう」とに改め、「（以下「使用者等」という。）」及び「の各号」を削り、「使用若しくは利用（以下「使用等」という。）を禁止し、又は入館を制限する」を「施設等の利用を拒む」に改め、同項第1号中「施設」の前に「博物館の」を加え、同項第3号中「使用者等の使用等」を「利用者」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会又は指定管理者は、博物館の管理上必要があると認めるときは、前条の許可に必要な条件を付することができる。

第9条に次の1項を加える。

3 市又は指定管理者は、前2項の規定により博物館の施設等の利用を拒み、又は必要な条件を付した場合に生じた損失については、補償しないものとする。

第10条中「を使用」を「を利用」に改める。

第12条の見出し及び第13条（見出しを含む。）中「等」を削る。

第14条第1項中「指定博物館の利用に係る料金（以下「」及び「」という。）」を削る。

第15条中「公益その他」を削る。

第16条の次に次の1条を加える。

（利用許可の取消し）

第16条の2 教育委員会又は指定管理者は、博物館の施設等を利用している者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の2の許可を取り消すことができる。

- （1） 博物館の施設等を損傷するおそれがあり、又は損傷したとき。
- （2） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあり、又は乱したとき。
- （3） 他の利用者の利用に支障をきたすおそれがあり、又は支障をきたしたとき。
- （4） 第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に不適当と認めたとき。

2 第9条第3項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合について準用する。

第24条第1号中「安曇野市豊科近代美術館、安曇野高橋節郎記念美術館」を「近代美術館、記念美術館」に改める。

別表第1の1 郷土博物館使用料の表中「郷土博物館使用料」を「郷土博物館の使用料」に改め、同表備考を削り、同表の2 記念美術館使用料の表を次のように改める。

2 記念美術館の使用料

（1） 入館

区分	使用料		特別展の使用料	
	個人	20人以上の団体 （1人につき）	個人	20人以上の団体 （1人につき）
一般（中学生以下の者及び高校生・大学生を除く。）	400円	350円	600円	500円
高校生・大学生	300円	250円	400円	300円

備考 「高校生・大学生」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、大学、専修学校又は各種学校に在学する者をいう。

（2） 施設の使用料

区分	使用料			備考
	午前9時～午後5時	午前9時～正午	午後1時～午後5時	
南の蔵	200円	100円	100円	暖房を利用した場合

主屋	2,400円	900円	1,200円	は、1時間につき 100円を加算する。
----	--------	------	--------	------------------------

別表第2中「記念美術館特別使用料」を「記念美術館の特別使用の使用料」に改める。

別表第3の1 近代美術館利用料金の表中「近代美術館利用料金」を「近代美術館の利用料金」に改め、同近代美術館利用料金の表の(1) 入館の表を次のように改める。

(1) 入館

区分	利用料金		特別展の利用料金	
	個人	20人以上の団体 (1人につき)	個人	20人以上の団体 (1人につき)
一般(中学生以下の者 及び高校生・大学生を 除く。)	500円	400円	800円	700円
高校生・大学生	300円	200円	600円	500円

備考 「高校生・大学生」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、大学、専修学校又は各種学校に在学する者をいう。

別表第3の1 近代美術館利用料金の表中「展示室等利用料金」を「展示室等の利用料金」に、「特別利用料金」を「特別利用の利用料金」に改め、2 田淵行男記念館利用料金の表中「田淵行男記念館」を「田淵行男記念館の」に改め、同表備考を削る。

第2条 安曇野市博物館条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「

田淵行男記念館

」を

「

田淵行男記念館
安曇野高橋節郎記念美術館

」に改める。

第5条第3号中「、第3項及び第5項」を「から第5項まで」に改める。

第7条第1項中「別表第3の1の(2)」を「別表第2の1の(2)」に改める。

第11条を削る。

第10条中「又は記念美術館」を削り、同条を第11条とする。

第9条を第10条とする。

第8条の2中「又は記念美術館」を削り、同条の次に次の1項を加える。

2 博物館に保管又は展示されている博物館資料を、学術研究その他の教育目的のために模写、模造、撮影又は原版利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、

あらかじめ郷土博物館にあつては教育委員会、指定博物館にあつては指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は特別利用をしなくなったときも、同様とする。

第8条の2を第9条とする。

第12条中「又は記念美術館の使用料若しくは特別使用料（以下「使用料等」という。）」を削る。

第14条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第16条の2第1項中「第8条の2」を「第9条」に改め、同項第4号中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第2項中「第9条第3項」を「第10条第3項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第11条関係）

郷土博物館の使用料

入館

区分	使用料	
	個人	20人以上の団体 (1人につき)
一般（中学生以下の者を除く。）	100円	80円

別表第 2 を削る。

別表第 3 の 2 田淵行男記念館の利用料金の表の次に次の 1 表を加える。

3 記念美術館の利用料金

(1) 入館

区分	利用料金		特別展の利用料金	
	個人	20人以上の団体 (1人につき)	個人	20人以上の団体 (1人につき)
一般（中学生以下の者及び高校生・大学生を除く。）	400円	350円	600円	500円
高校生・大学生	300円	250円	400円	300円

備考 「高校生・大学生」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、大学、専修学校又は各種学校に在学する者をいう。

(2) 施設の利用料金

区分	利用料金			備考
	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	
南の蔵	200円	100円	100円	暖房を利用した場合は、1 時間につき 100 円を加算する。
主屋	2,400円	900円	1,200円	

(3) 特別利用の利用料金

区分	単位	利用料金
模写・模造	1 点 1 日につき	2,000円
撮影（学術研究用）	1 点	500円
撮影（その他）		3,000円

原版使用（学術研究用）	1 枚	500円
原版使用（その他）		2,000円

別表第 3 を別表第 2 とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成31年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の安曇野市博物館条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

平成30年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 59 号

安曇野市三郷図書館建設事業基金条例を廃止する条例

安曇野市三郷図書館建設事業基金条例（平成 17 年安曇野市条例第 76 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第60号

平成30年度 安曇野市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度安曇野市の一般会計補正予算（第1号）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,373,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		3,787,856	△24,343	3,763,513
	2 国庫補助金	985,897	△24,343	961,554
15 県支出金		2,214,359	35,260	2,249,619
	2 県補助金	814,992	35,260	850,252
18 繰入金		2,089,975	80,283	2,170,258
	2 基金繰入金	2,089,975	80,283	2,170,258
21 市債		5,167,400	11,800	5,179,200
	1 市債	5,167,400	11,800	5,179,200
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		27,010,410	0	27,010,410
歳 入 合 計		40,270,000	103,000	40,373,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		12,992,174	20,129	13,012,303
	1 社会福祉費	6,677,649	18,009	6,695,658
	2 児童福祉費	5,439,791	500	5,440,291
	3 生活保護費	874,234	1,620	875,854
6 農林水産業費		1,834,341	3,896	1,838,237
	3 耕地費	613,949	3,896	617,845
7 商工費		1,824,602	500	1,825,102
	1 商工費	1,824,602	500	1,825,102
8 土木費		5,679,709	△1,906	5,677,803
	4 都市計画費	3,772,173	△1,906	3,770,267
10 教育費		3,916,924	55,881	3,972,805
	2 小学校費	1,172,898	55,156	1,228,054
	5 社会教育費	1,011,933	725	1,012,658
11 災害復旧費		6,000	24,500	30,500
	2 農林水産施設災害復旧費	4,000	24,500	28,500
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		14,016,250	0	14,016,250
歳 出 合 計		40,270,000	103,000	40,373,000

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成30年(行ヌ)第1号 一般廃棄物処理業の 許可申請許可処分取消請求事件	事件結果が判明するまで	委託事務の処理に 係る報酬及び訴訟 費用等

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共事業等債(土木債)	464, 100	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	440, 400	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
学校教育施設等整備事業債(教育債)	218, 800	同上	同上	同上	254, 300	同上	同上	同上

議案第61号

平成30年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,312,982千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰越金		3	97,565	97,568
	1 繰越金	3	97,565	97,568
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		9,215,414	0	9,215,414
歳 入 合 計		9,215,417	97,565	9,312,982

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		1,002	97,565	98,567
	1 償還金及び還付加算金	1,002	97,565	98,567
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		9,214,415	0	9,214,415
歳 出 合 計		9,215,417	97,565	9,312,982

議案第 62 号

市有財産の処分について

市有財産である大門公民館を次のとおり譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

1 譲与する建物の所在等

所在	安曇野市穂高 6651 番地 7		家屋番号	6651 番 7
種類	集会所	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	
床面積	51.82 m ²			

2 譲与の相手先

安曇野市穂高 6651 番地 7
大門町内会
代表 寺嶋 正万

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第63号

損害賠償の額を定めることについて

平成29年4月25日、長野自動車道上り線において発生した車両火災に伴う事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

東日本高速道路株式会社

2 事故の概要

長野自動車道上り線の長谷トンネル内において、アクセルが効かなくなり、車両前部よりの白煙を確認。乗員5人が降車後5分程で出火し車両が全焼したことで、道路舗装面及び路肩ネットに損傷を与えた。

3 損害賠償の額決定の内容

安曇野市は、上記2の事故で上記1に与えた道路損傷・汚損について、道路法（昭和27年法律第180号）第58条の規定に基づき、その復旧のため負担しなければならない費用891,683円を、損害賠償の額として定める

平成30年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 64 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

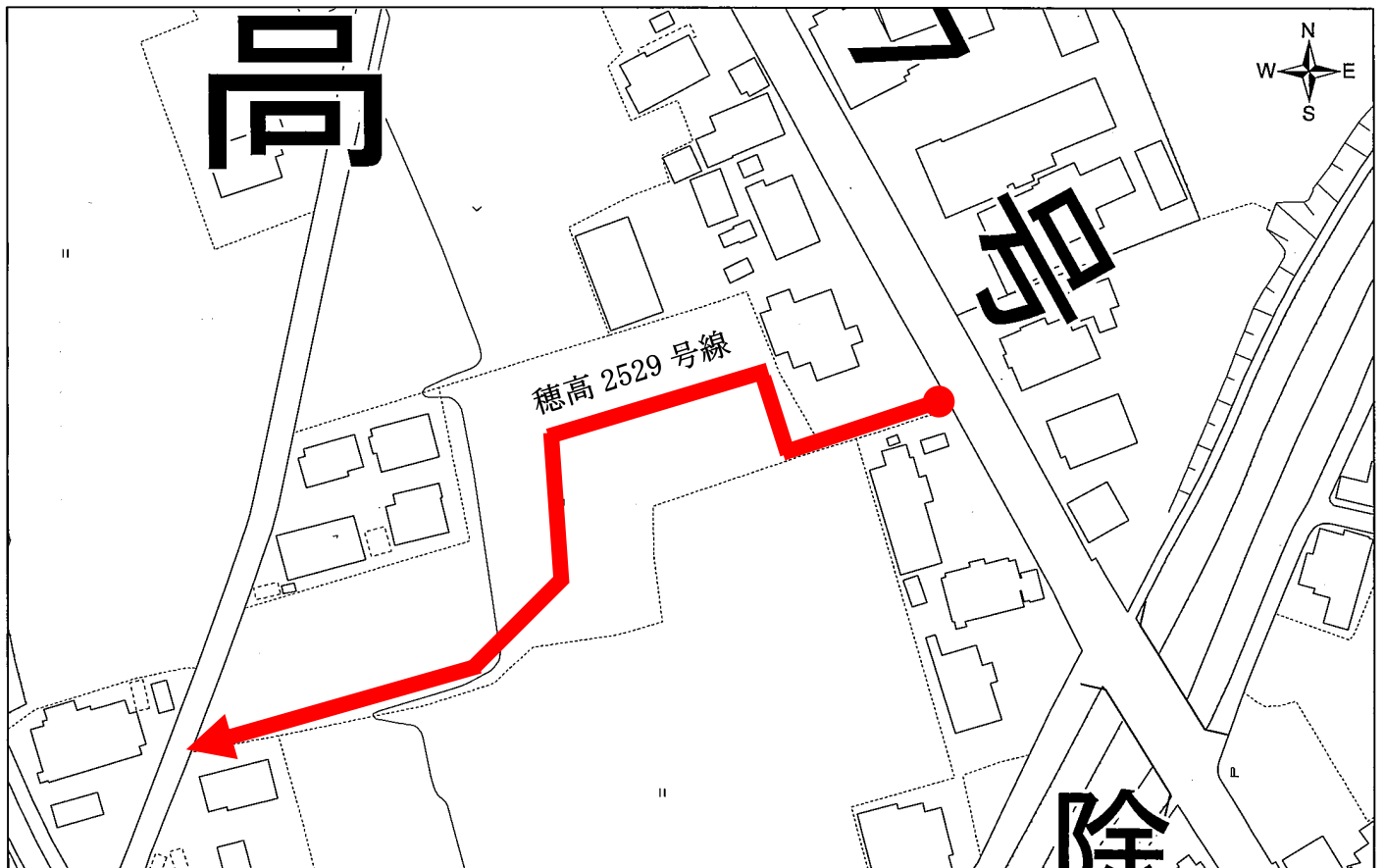
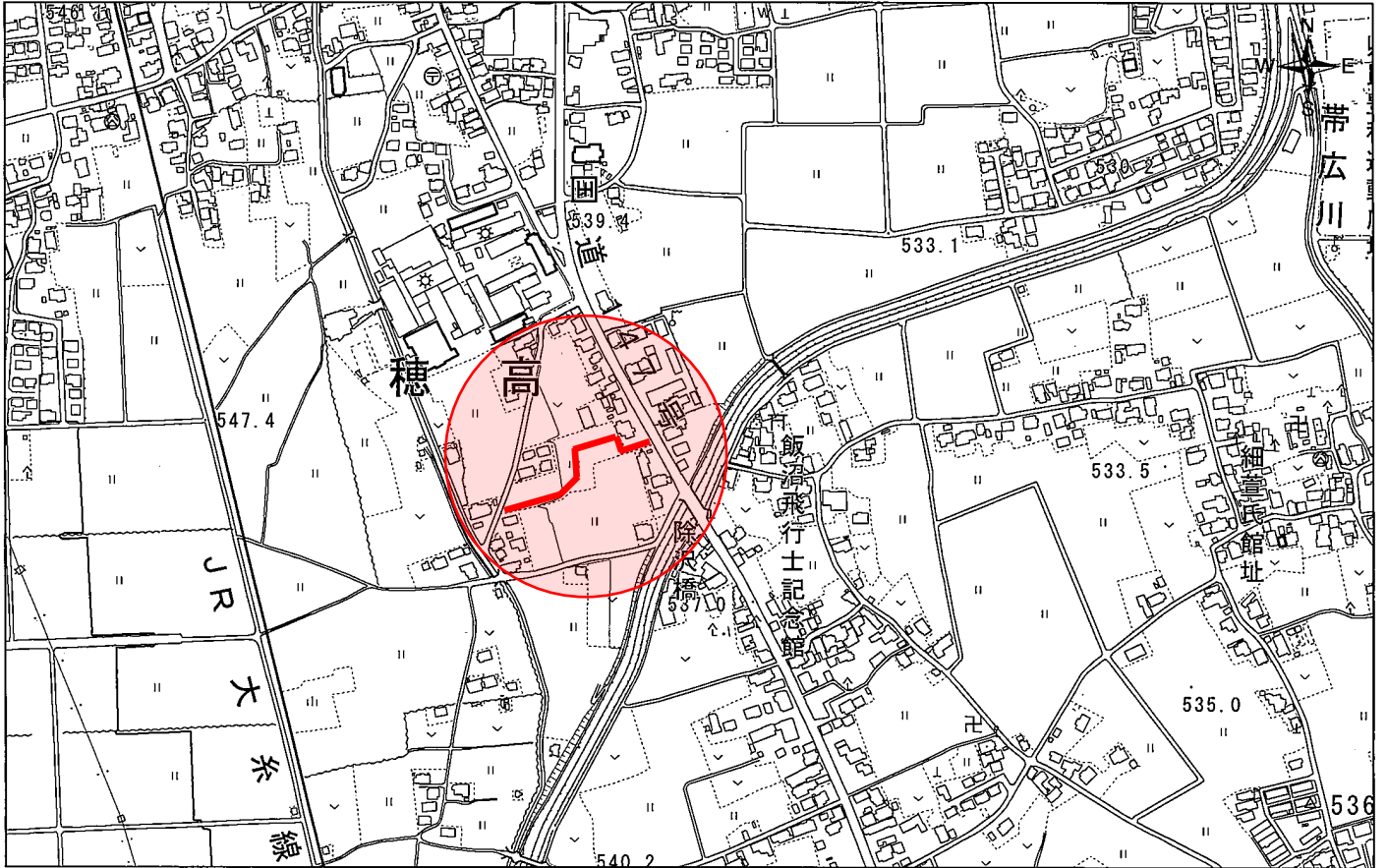
(別紙)

市道認定路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
1	22529	穂高385-3番地先	L = 201.9		宅地造成に伴う認定
	穂高2529号線	穂高385-26番地先	W = 6.0		
2	22530	穂高柏原2830-23番地先	L = 32.32		宅地造成に伴う認定
	穂高2530号線	穂高柏原2830-27番地先	W = 6.0		
3	35058	三郷明盛4884-2番地先	L = 40.0		宅地造成に伴う認定
	三郷5058号線	三郷明盛4884-4番地先	W = 6.0		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

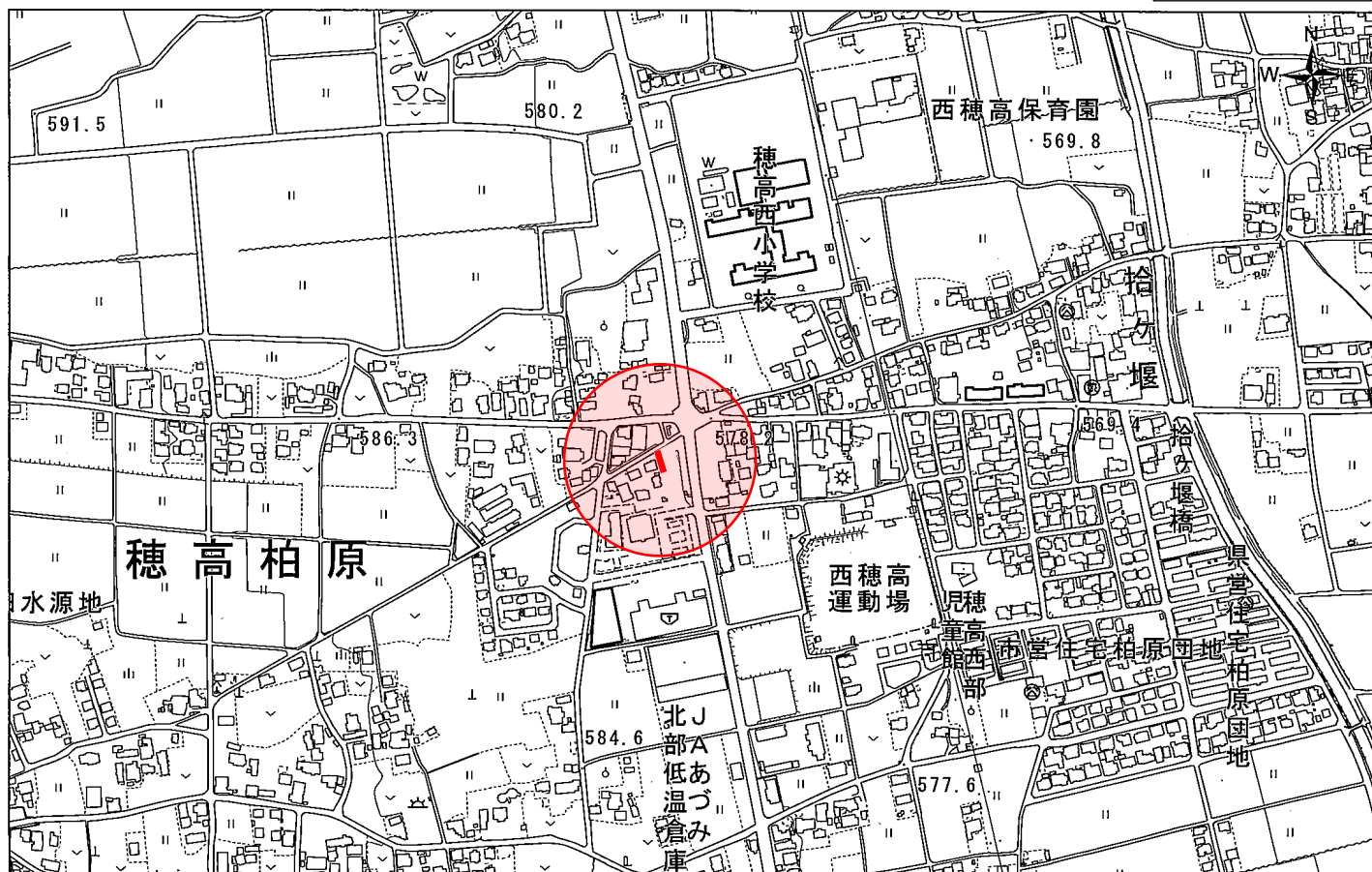
認定路線位置図

整理番号 1



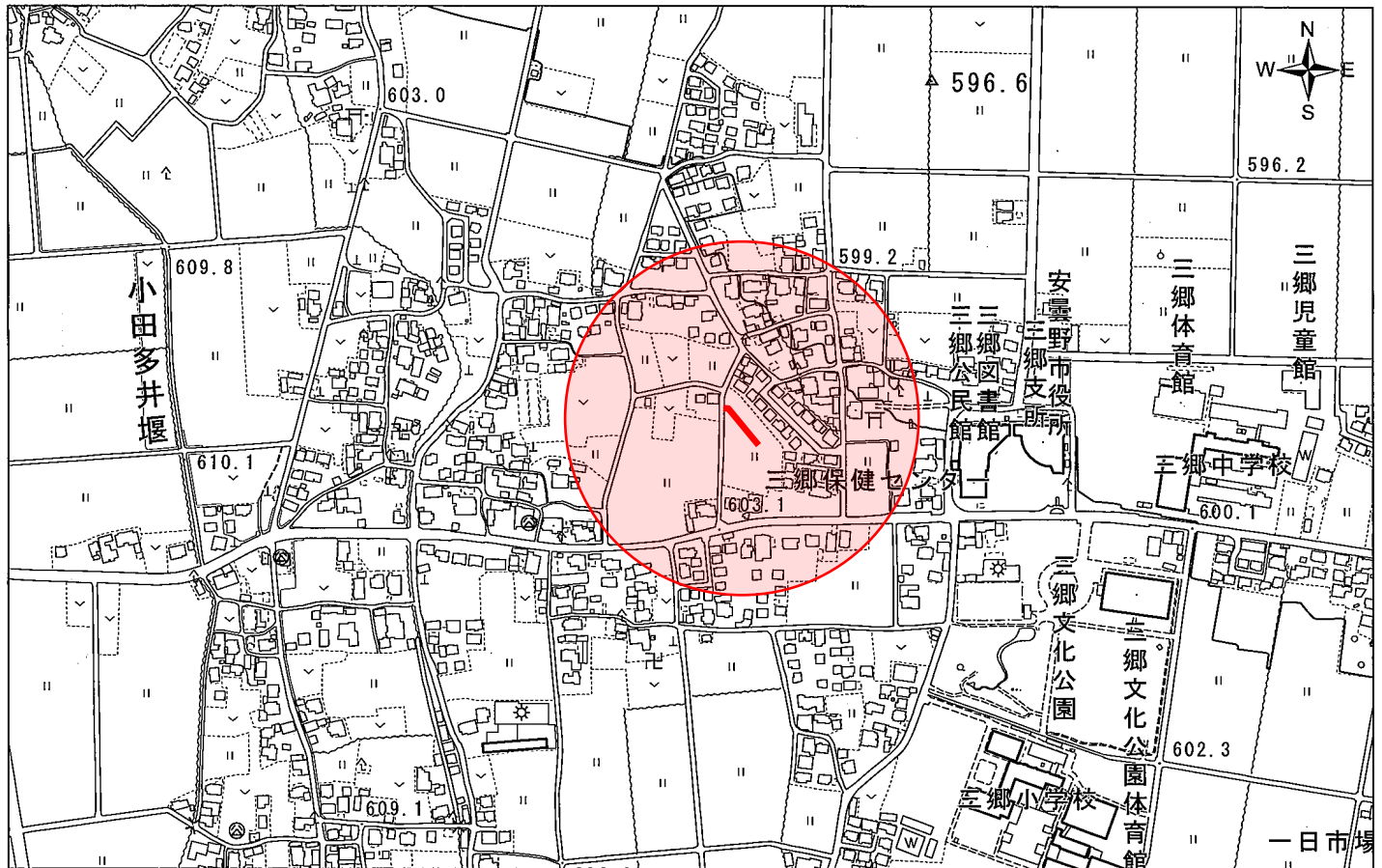
認定路線位置図

整理番号 2



認定路線位置図

整理番号 3



議案第 65 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 事故の概要

平成 30 年 1 月 23 日、安曇野市が管理する公園において、樹木 3 本が大雪及び強風のため折れ、隣接する宗教法人の所有する庭木 3 本を損傷させたものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市内 宗教法人

3 和解の内容及び損害賠償の額

本事故の原因は、安曇野市が管理する公園の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 680,400 円を賠償するものとする。

なお、本件に関し安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘